

## 有望選手活動支援事業の取扱いについて

平成 30 年 9 月 12 日決定  
(平成 30 年 10 月 18 日一部改正)  
(令和 元年 5 月 15 日一部改正)  
(令和 3 年 5 月 19 日一部改正)

### 第 1 対象者関係

- (1) 実施要項 2 の「全国高等学校総合体育大会、又はこれと同等以上の大会において優秀な成績を修めていること。」とは、過去 3 年間の成績により次の者とする。
  - (ア) 全国高等学校総合体育大会の実施競技、又はこれと同等以上の大会において 8 位以内の者。
  - (イ) 全国高等学校総合体育大会非実施競技については、当該競技で高校生を対象とした国内最高峰の全国大会、又はこれと同等以上の大会において 8 位以内の者。(公益財団法人北海道スポーツ協会加盟競技団体に限る。)
  - (ウ) 団体競技については、上記 (ア) 又は (イ) に該当し、当該大会で選手登録がされている者。
  - (エ) 対象者が第 1 学年又は第 2 学年の場合で、過去 3 年間のうち高等学校に在籍していない期間については、全国中学校体育大会等において 8 位以内の者。
- (2) 実施要項 2 の「経済的理由により奨学金等」とは、次のものをいう。
  - (ア) 公益財団法人北海道高等学校奨学会が実施する公立及び私立の生徒を対象とする奨学金。
  - (イ) 北海道教育委員会が実施する「公立高等学校定時制課程及び通信課程生徒学資金」。
  - (ウ) 公益財団法人交通遺児育成会が実施する奨学金。
  - (エ) 各市町村社会福祉協議会が実施する「生活福祉資金貸付(教育支援資金)」。
  - (オ) 北海道が実施する「児童扶養手当」。
  - (カ) 北海道が実施する「母子寡婦福祉資金貸付金(修業資金)」。
  - (キ) その他 (ア) ~ (キ) に準ずる奨学金等。(公益財団法人北海道スポーツ協会と個別協議により認められたものに限る。)

### 第 2 支援内容関係

- (1) 実施要項 3 の支援内容については、次のとおりとする。
  - (ア) 競技に直接必要な用具は、試合を行う上で、必要不可欠な用具とする。
  - (イ) 競技のための遠征、合宿、大会参加に係る交通費及び宿泊費。(社会通念上最も経済的、効率的なものとする。)

- (ウ) トレーニングに要する施設利用料、器具使用料。(個人使用に係るトレーニング室使用料、器具の使用、医科学サポートに係る施設使用料・器具使用料とする。)

### 第3 申請手続き関係

- (1) 支援を希望する者は、別に定める日までに申請書(別紙様式1)により公益財団法人北海道スポーツ協会へ提出する。
- (2) 申請に係る添付書類は、第1の(1)の成績が証明される書類及び(2)の受給決定通知書の写し、支援申請金額内訳書(別紙様式2)とする。  
なお、第1の(2)の(キ)の各学校奨学金については、経済的理由により当該奨学金を受給している旨の申出書を、合わせて提出しなければならない。
- (3) 公益財団法人北海道スポーツ協会は、北海道との協議のもとに、支援希望者に支援の諾否について通知する。
- (4) 通知を受けた支援対象者は、3月10日までに領収書及び実績報告書(別紙様式3)、口座振替申出書を公益財団法人北海道スポーツ協会に提出しなければならない。
- (5) 本支援金は、公益財団法人北海道スポーツ協会が支援対象者又はその保護者の預金口座に直接支払うものとする。
- (6) 本支援金は精算払いとする。